ロ　法第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に係る事務の処理　都道府県知事が当該変更に係る同条第四項において準用する法第八条第四項の規定による協議において法、令及びこの省令に定める要件を満たしていないとして同意しなかったことがないこと。

ハ　農地法第四条第三項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の送付に係る事務の処理　当該申請書に付された意見の内容が同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることが相当であるとするものである場合に、都道府県知事が当該許可の申請に対して同法、農地法施行令及び農地法施行規則に定める要件を満たしていないとして不許可の処分を行ったことがないこと（地方自治法第百八十条の二の規定により申請市町村（同法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより農地法第四条第一項及び第五条第一項の許可に係る事務を処理することとされているものを除く。）の委任を受けて、指定の日以後、農業委員会が開発許可事務を行うこととなる場合に限る。）。

ニ　農地法施行規則第二十九条第六号の施設の敷地に供するため申請市町村の区域内にある農地を農地以外のものにする行為　当該施設の公益性を考慮してもなお当該行為が土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

ホ　申請市町村が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより法第十五条の三の規定による命令又は農地法第五十一条第一項の規定による処分若しくは命令に係る事務を処理することとされている場合における当該事務の処理　当該事務の処理が著しく適正を欠いていたと認められるものでないこと。

二　指定の日以後の開発許可事務の処理を行う体制（以下この号において「事務処理体制」という。）が次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ　開発許可事務に従事する職員を二名以上（過去五年間における法第十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあっては、一名以上）配置すること。

ロ　イの職員のうち前号イからハまでの事務に通算して二年以上従事した経験（以下このロにおいて「従事経験」という。）を有するものの人数が二名以上（過去五年間における法第十五条の二第一項の許可の申請の年間平均件数が二十件以下である申請市町村にあっては、一名以上）であること又は次に掲げる者の人数がそれぞれ一名以上であること。

(1)　イの職員であって、従事経験を有するもの

(2)　イの職員であって、開発許可事務の適正な処理を図るための農林水産省、都道府県又は都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構をいう。）が実施する研修を受けることにより従事経験を有する者と同等の法、令及びこの省令並びに農地法、農地法施行令及び農地法施行規則に関する理解を有すると認められるもの

ハ　イ及びロに掲げる要件を満たす事務処理体制を継続的に確保できると認められること。

（面積目標の達成状況等の報告）

第三十七条の四　指定市町村（法第十五条の二第一項に規定する指定市町村をいう。次項及び次条において同じ。）は、毎年四月一日から同月末日までの間に、報告書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一　面積目標の達成状況を記載した書類

二　前年の開発許可事務の処理の概要を記載した書類

2　前項の規定による場合のほか、指定市町村は、農林水産大臣の求めに応じ、農林水産大臣が必要と認める事項を記載した書類を提出しなければならない。

（指定の取消し）

第三十七条の五　令第十三条の三第八項の規定による指定市町村が同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったかどうかの判断は、指定市町村が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一　令第十三条の三第七項の規定に違反した場合

二　開発許可事務に係る地方自治法第二百四十五条の五第三項の規定による求めに応じない場合（指定及びその取消しに関し必要な事項）

第三十七条の六　第三十七条の二から前条までに規定するもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「市町村」の下に「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）」を加え、「第七条第四項」を「第七条第六項」に改め、同条第二項中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改める。

第十条第二号中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改める。

（農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

第四条　農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「農業委員会」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（食料供給等施設（法第二十三条に規定する食料供給等施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該食料供給等施設の用に供することを目的として、農地（法第二条第六項に規定する農地をいう。以下同じ。）である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）」に改める。

第三条第一項第一号中「（法第二条第六項に規定する農地をいう。以下同じ。）」を削り、同号イ中「第二十三条第六号」を「第三十一条第六号」に改め、同号ロ中「（法第二十三条に規定する食料供給等施設をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号ロ中「第四十九条第三号」を「第五十七条の三第三号」に改め、同条第二項第一号イ中「第二十二条第二号」を「第三十条第二号」に改める。

第六条中「農業委員会」を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（復興整備計画（法第四十六条第一項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）に沿って復興整備事業（同項第四号に規定する復興整備事業をいう。以下同じ。）を実施した場合には計画区域（同項第一号に規定する計画区域をいう。以下同じ。）において三十アールを超える農地を農地以外のものにすることとなることが明らかである土地利用方針を記載しようとする場合に限り、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）」に改める。

第七条第一項中「（同項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）」及び「（同条第二項第三号に規定する土地利用方針をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「（同条第二項第四号の復興整備事業をいう。以下同じ。）」を削る。

（農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年農林水産省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「農業委員会」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（復興計画（法第二条第三号に規定する復興計画をいう。以下同じ。）に、当該土地利用方針（法第十条第二項第三号に規定する土地利用方針をいう。以下同じ。）に沿って復興整備事業（同項第四号に規定する復興整備事業をいう。以下同じ。）を実施した場合には計画区域（同項第一号に規定する計画区域をいう。）において三十アールを超える農地を農地以外のものにすることとなることが明らかである土地利用方針を記載しようとする場合に限り、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）」に改める。

第三条第二項中「（同条第二項第四号に規定する復興整備事業をいう。）」を削る。